



夫婦・親子・兄弟で 認定農業者になろう！



認定農業者制度では、
家族経営協定を締結した夫婦や親子などが
共同で農業経営改善計画の認定申請できます。

お問合せ先

徳島市農林水産課 認定農業者制度担当

TEL : 088-621-5246

Mail : norin_suisan@city-tokushima.i-tokushima.jp

共同申請の主なメリット



- ◆ 共同経営者としての**地位・責任が明確化**されます。
- ◆ それぞれの**役割分担に基づく経営改善への取組の促進**が期待されます。
- ◆ 親子で計画づくりをする場合には将来の**経営継承の円滑化**にもつながります。



共同申請ができる方

次の1～3を満たす方

- 1 申請者が、全て同一の世帯※に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含みます。）であること
※「同一の世帯」とは、住居及び生計を同じくする親族の集団です。
- 2 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該認定申請者の全ての合意により決定することが明確化されていること。
- 3 当該家族経営協定※等の取決めが遵守されていること。
※家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、経営方針や役割分担、収益の配分、みんなが働きやすい就業環境などについて話し合い、取り決めるものです（指定の様式はありません）。

申請手続きの流れ

